

# 国民年金だよ



## 20歳を迎える方へ（国民年金加入手続きのご案内）

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

### 【国民年金のポイント】

将来の大きな支えになります。国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

「老後のためだけのものではありません」

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や「子こ」）が受け取れます。

### 【国民年金の加入について】

(1) 国民年金加入のお知らせの送付  
20歳になってから概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封用が送付されます。

20歳になって約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、役場窓口、もしくはお近くの年金事務所まで手続きしてください。

### (2) 「年金手帳」の送付

別途送付される年金手帳は、保険料納付の確認や、将来年金を受け取る際に必要になりますので、大切に保管してください。（厚生年金保険の被保険者だった方や障

害・遺族年金を受給している方（していた方）には送られません。）



### 【国民年金保険料の納付について】

国民年金保険料を納付書を使って現金で納める場合は、金融機関やコンビニエンスストアから納めることができます。

なお、保険料は現金のほか、口座振替、クレジットカードによる納付の方法もございます。

### (1) 国民年金付加年金制度

定額保険料のほかに月額400円（付加保険料）を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度です。

### (2) 学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大

学の日本分校に在学する方です。保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、役場窓口、または年金事務所までお問い合わせください。  
**年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を**

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の専用受付電話「0570 05 4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話26 9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166 72 5002